# 法改正を踏まえた 事業者 (TCA) の取組みについて

2019年2月25日 電気通信事業者協会(TCA)

# Agenda

#### 1. 改正青少年インターネット環境整備法について

1. 改正法及び地方自治体条例改正における対応

#### 2. 改正法施行後の取組み状況

- 1. 施行後の店頭対応
- 2. 分かりやすい説明の取組み
- 3. 保護者の方への意思確認の取組み①~②
- 4. 不要申出者への理解促進の取組み①~②
- 5. フィルタリングサービスへの加入促進の取組み①~④

#### 3. リテラシー向上に向けた取組み等

- 1. 各社の啓発活動の取組み①~④
- 2. 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の取組み
- 3. 安心協との連携による普及啓発の更なる推進

### 1-1. 改正法における対応

# 2018年2月1日「改正青少年インターネット環境整備法」施行 地方自治体においても条例改正を実施

#### 携帯事業者への義務 ※MVNOも対象

	法令		
新戲	13条	使用者確認義務	
新詪	14条	フィルタリング説明義務	
	15条	フィルタリング提供義務	
新談	16条	フィルタリング設定義務	

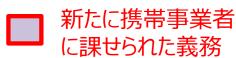
#### 法令を上回る独自規定の事例

地方自治体条例				
_				
書面交付必須				
加入不要申出の書面提出必須				
設定不要申出の書面提出必須				

法改正・条例改正を踏まえて事業者の店頭取組みを整備

### 2-1. 改正法施行後の店頭対応

#### 法改正及び条例改正を踏まえた店頭フローは以下のとおり





新たに実施

拡充·強化

入店

使用者 確認義務 (13<u>%)</u>

契約者・使用者が青少年か確認

顧客システムへ利用者 情報 (生年月日等) 登録

説明義務 (14条)

説明 (危険性、フィルタリングの必要性等)

各社パンフレットを用いて 説明及び交付

提供義務 (15条) 保護者の意思確認・利用手続き

利用しない場合は 不要申出

有効化 措置義務 (16条)

フィルタリング有効化

自治体の条例に則り、 保護者からの申出書を保存

店頭スタッフが設定

設定不要の場合は 不要申出

説明ツール詳細は次頁

退店

※フィルタリング設定の煩雑さは今後の継続課題

### 2-2. 分かりやすい説明の取組み

### 説明内容の見直しと説明事項共通化 (MNO3社)

#### 店舗スタッフが保護者に以下を説明 (内容は各社共通)

- ① インターネットの危険性
- ② フィルタリングサービスの内容・必要性
- ③ フィルタリングサービス設定の必要性
- 4 家庭内ルールの必要性

#### ソフトバンク



#### **KDDI**

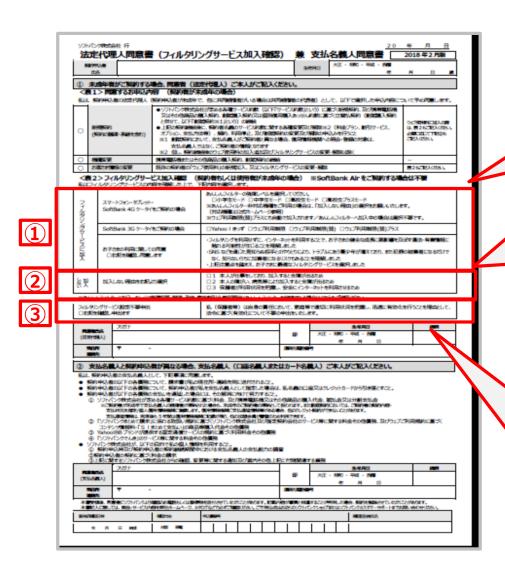


#### **JENTIN**



### 2-3. 保護者の方への意思確認の取組み ①

- フィルタリング利用・不要申出及び有効化不要申出を取得
- 有効化不要申出の場合は、保護者責任での設定を確認



店頭スタッフが保護者に以下確認 (内容は各社共通)

- ① フィルタリング利用申出を取得 ※必要性を理解したことを確認
- ② フィルタリング不要申出を取得※利用しない理由を確認
  - 1 本人が仕事をしており、加入すると支障が出るため
  - 2 本人の障がい、病気等により加入すると支障が出るため
  - 3 保護者が利用状況を把握し、安全にインターネットを利用させるため
  - ③ 有効化不要申出を取得 ※保護者の責任で設定することを確認

フィルタリング サービス設定 不要申出 □私(保護者等)は自身の責任において、家庭等で適切に利用状況を把握し、迅速に有効化を行うことを理由として、法令に基づく有効化について不要の申し出をいたします。

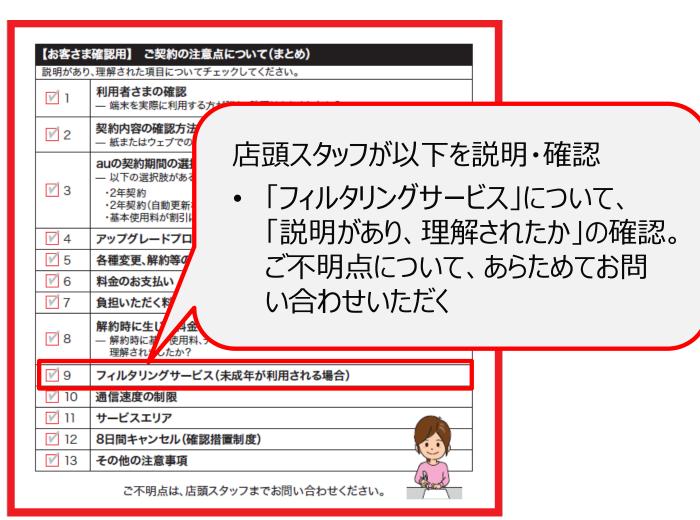
(ソフトバンクの事例)

### 2-3. 保護者の方への意思確認の取組み②

#### 重要事項説明書で説明し、理解の確認を実施

(契約時に全てのお客様に説明・書面交付)





# 2-4. 不要申出者への理解促進の取組み ①

## フィルタリング不要の申し出があった場合には再度リスクを説明し、 フィルタリング不要申出書を提出いただく運用を実施

接続を利用する青少年(※2)の保護者として、下記の理由  1. 利用者となる青少年が就労しておった業別・番目し、支険生すること。 2. 利用者となる青少年が就労しておった事業の中に右の不要。 号を記入してく 3. 保護者が利用者となる青少年の場合。 る等におります。 3. 保護者が利用者となる青少年の場合。	者(保護者)	用しない旨を申し	 (※1) 」 」出ます。
接続を利用する青少年(※2)の保護者として、下記の理由  1. 利用者となる青少年が就労しておった業別・番目し、支険生すること。 2. 利用者となる青少年が就労しておった事業の中に右の不要。 号を記入してく 3. 保護者が利用者となる青少年の場合。 る等におります。 3. 保護者が利用者となる青少年の場合。		川口ない旨を申し	 (※1) 」 」出ます。
接続を利用する青少年(※2)の保護者として、下記の理由  1. 利用者となる青少年が就労しておった業別・番目し、支険生すること。 2. 利用者となる青少年が就労しておった事業の中に右の不要。 号を記入してく 3. 保護者が利用者となる青少年の場合。 る等におります。 3. 保護者が利用者となる青少年の場合。		川口ない旨を申し	 (※1) 」 」出ます。
使託 電拡充利用する青少年(※2)の保護者として、下記の組由 パルタリングサービス不要組由  1. 利用者となる青少年が就労してお の中に右の不要 号を起入してく 3. 保護者が利用者となる青少年の勇 る等により、連続者の学の勇 を称したり、連続青少年の伊		川口ない旨を申し	 (※1) 」 」出ます。
常整態を利用する青少年(※2)の保護者として、下記の理由 (ルタリングサービス不要理由  1. 利用者となる青少年が飲労してお の東駅:番し、支障を生すること。 2. 利用者となる青少年が心身に陣が スを利用することで、当該青少年の 各種をおり用者となる青少年の第 。 名称とより、当該青少年がインケー		川口ない旨を申し	(※!) 」出ます。
帯電話を利用する青少年(※2)の保護者として、下記の理由 (ルタリングサービス不要理由  1. 利用者となる青少年が飲労しておの乗駅。着し、支障を生ずること。 2. 利用者となる青少年が心身に薄が スを利用することで、当該青少年の る等により、当該青少年のオインター  4. 保護者が利用者となる青少年の様	こよりフィルタリングサービスを利 フィルタリングサービスを利用 ・を有し、又は疾病にかかってお	川川しない旨を申し	し出ます。
1. 利用者となる青少年が飲労しておいの乗割・電しい支渉を士ずること。 2. 利用者となる青少年が必用を出い支渉を士ずること。 2. 利用者となる青少年が必用を出いる 5. 全利用することで、当該青少年の 4. 保護者が利用者となる青少年の帰 る等により、当該青少年がインター	を有し、又は疾病にかかってお	することで、 当割	· 青小年
の乗務に書いい支障を生ずること。 2. 利用者となる青少年がら身に算が スを利用することで、当該青少年の 号を配入してく 3. 保護者が利用者となる青少年の携 る等により、当該青少年がインター	を有し、又は疾病にかかってお	することで、当記	を 音 少 年
の中に右の不要 号を記入してく 3. 保護者が利用者となる青少年の携 る等により、当該青少年がインター			
号を記入してく 3. 保護者が利用者となる青少年の携 る等により、当該青少年がインター			ブサービ
			-把握す
	ット上の有害情報を閲覧すること	とがないようにする	ること。
D年がご利用になる契約携帯電話番号等			
ご契約者名			
携帯電話番号(※3) 0 0			
ISP サービス(※4) spモード moperaU	i <del>t-</del> ľ		
認事項			
ーネットを利用することで、青少年の健全な育成を阻害する す。またインターネットのご利用により以下に例示するような			
ない場合や廃止される場合は十分にご留意ください。	MAKEN THEORY OF CLOTH	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Ne TUTI
) 出会い系サイト、コミュニティサイト、アダルトサイト、暴力 件に巻き込まれるケースが多いこと。 「コミュニティサイト」			
セスが全体の88%を占めます。(平成29年4月警察庁発		וויויד במגביי וווכנו	01277
)SNS等を通じた見知らぬ相手との情報のやりとり等により )ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な			ilder 12
プログ、、	C 7297 // MH05中隔 - 但虽然顶 、	と来かり、加音化	(24))
株の携帯電話の利用に際しては、利用目的・方法・利用時間 また、そのルールは定期的に見直しをしましょう。	帯・料金などについて、よく話し合	つてルールを決	めてくだ
出言(MG)とサバラかりに使かてるV 物口・干出言(MG	日/七年/パード出のジル生物ででは、	.v.1=\-\max	07676
・書面でいう「青少年」とは 18 歳未満の青少年のことを差しま とは 18 歳未満の方がご利用される場合で、フィルタリングサ			
こは 18 原末海の方がこ利用される場合で、フィルタリングで 『内容が事実と相違することが判明した場合は、フィルタリン			
こいるフィルタリングサービスを提供させていただく場合があ		す。	
たに携帯電話を契約される場合を除き、ご契約携帯電話番り ィルタリングサービスが不要なISPを選択ください。	で必りこ配入ください。		
刊欄			
DI .			
			(2019.02)

#### 店頭スタッフが以下をご説明

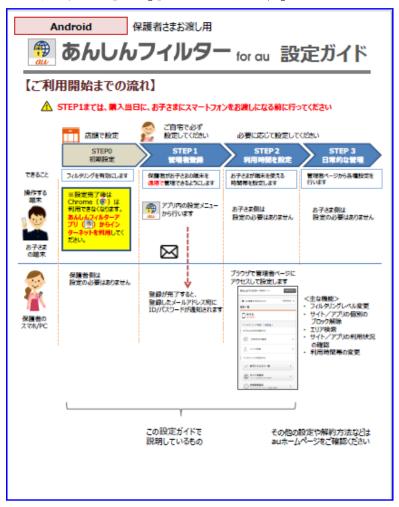
- インターネットを利用することで、有害情報に接する 機会が生じる旨
- フィルタリングサービスを利用しないことによって 様々なトラブルに巻き込まれる可能性がある旨 例:出会い系サイト等の利用により犯罪に 巻き込まれる可能性

(NTTドコモの事例)

# 2-4. 不要申出者への理解促進の取組み ②

### フィルタリング有効化不要の申し出があった場合には、 保護者の責任においてフィルタリングを有効化していただくようご案内を実施

#### 設定ガイド(保護者向け)



#### 設定ガイド(お子さま向け)



(KDDIの事例)

# 2-5. フィルタリングサービスへの加入促進の取組み①

# フィルタリングサービスへの加入及び普及啓発促進を 目的とした保護者向けガイドブックを店頭で配布

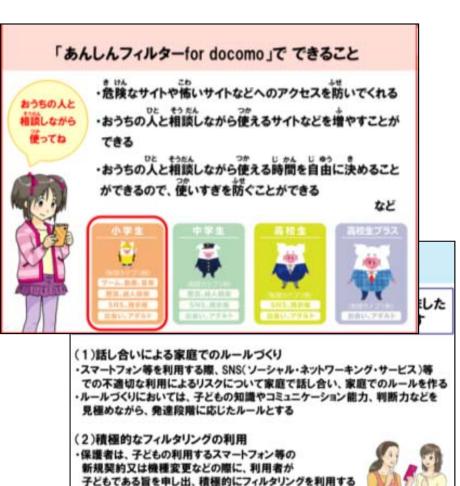


(ソフトバンクの事例)

## 2-5. フィルタリングサービスへの加入促進の取組み②

パンフレットでのフィルタリングのカスタマイズ内容ご案内及び、 学校等におけるケータイ安全教室のカリキュラム見直しを実施





(NTTドコモの事例)

### 2-5. フィルタリングサービスへの加入促進の取組み③

### お子さまの安心・安全なスマートフォン利用のため 多様なフィルタリングサービスを提供

#### キャリア提供(あんしんフィルター)



#### 年齢にあわせた設定の種類





#### 保護者によるカスタマイズ機能







(NTTドコモの事例)

(KDDIの事例)

(ソフトバンクの事例)

3月末のEMA認定終了に伴い、既存ユーザーへはご不便なく継続利用できるよう対応済 新規ユーザーはフィルタリング事業者の基準に従い利用制限されるが、カスタマイズにより利用可能

#### OS機能



各社準備が整い次第、 店頭でOS機能についてもご案内

※一部提供中

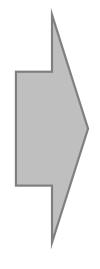
## 2-5. フィルタリングサービスへの加入促進の取組み ④

### <u>違法有害サイトだけではなく、</u> ネット依存対策としてもフィルタリングは有効

#### 「ネット依存の中高生、5年で倍増」

厚労省研究班が公表 2018.8.31産経新聞掲載記事より

ネット依存に関する8項目の質問と 「当てはまる」と答えた人の割合(高1)				
■ネットに夢中になっていると 感じる	58%			
■予定よりも長時間使用する	55%			
<ul><li>制限しようとしてうまく いかなかったことがある</li></ul>	41%			
<ul><li>トラブルや嫌な気持ちから逃げるために使用する</li></ul>	27%			
<ul><li>●使用しないと落ち着かない、 いらいらする</li></ul>	22%			
<ul><li>熱中を隠すため、家族らに うそをついたことがある</li></ul>	17%			
■使用時間がだんだん長くなる	12%			
<ul><li>ネットのせいで人間関係などを 台無しにした、しそうになった</li></ul>	9%			
[5項目以上該当するとネット依存が疑われる]				



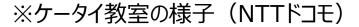


## 3-1. 各社の啓発活動の取組み ①

### 各社による各種啓発活動のほか、安心ネットづくり促進協議会、 e-ネットキャラバン、自治体等主催の各種活動に参加

マナーやトラブルの対処法をお伝えするケータイ教室や研修会の開催等を実施しています。 2017年度(3月時点) 開催数 約12,000回 受講者数 約210万人







※ケータイ教室の様子(KDDI)

# 3-1. 各社の啓発活動の取組み (NTTドコモ) ②

ケータイ安全教室において 安全な利用に係るポイントブックの配布

HP上に青少年保護、フィルタリング訴求ページを 新たに開設し、青少年・保護者のリテラシー向上を図る





# 3-1. 各社の啓発活動の取組み (KDDI) ③

#### 2019年度KDDIスマホ・ケータイ安全教室 教材動画の更新



今度はわたし!?

テーマ:文字コミュニケーショントラブルや SNSを使用したいじめ

テーマ : ゲームや動画 サイト、SNSなどスマ ホ・ネットへの依存

テーマ:投稿動画の

映り込みをきっかけとし



取り戻したい時間



素敵な先輩

新たな情報モラル教育への取組み 「スマホ de 防災リテラシー」

たトラブル



大災害が起きたという想定のもと、専用チャットアプリを活用して 災害情報を集め、安全な避難経路や 避難所、救助に向かう場所を地図上 で特定する、スマホを使ったワークショッ プ型出前講座



<目的>

- ①情報リテラシー教育
- ②防災教育

災害時を模擬体験しながら、自助と共助の大切さや、災害時に必要な知識、情報の受発信について気づきを得る。 〈対象〉 高校生

#### 「KDDIのフィルタリングサービス」のページを刷新、 ご利用の機種にあわせて、「あんしんフィルター」をご紹介



保護者・お子さまのご理解を深められるよう、 「ウーリーに学ぶ!あんしんフィルター」の動画も作成



# 3-1. 各社の啓発活動の取組み (ソフトバンク) ④

<u>情報モラル教材</u> (DVD、指導案、投影資料)を無償で提供



社会問題となっているネットいじめ、不適切な動画投稿、また家庭内のルール作りをテーマとした映像教材を用意

お子さまのスマホデビューに当たり、親子で一緒にスマホに 関する正しい知識を学べる「全国統一スマホデビュー検定」実施



検定結果によってオリジナルの家庭ルールリストが作成できます







### 3-2. 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の取組み

フィルタリングの推進や青少年・保護者等の リテラシーの向上に向けた各種取組みを展開

#### 店頭POPによる フィルタリング促進



# ショップ等における啓発動画の配信



今後も継続して春の卒業・進学・新入学の時期に集中的な取組みを実施

### 3-3. 安心協との連携による普及啓発の更なる推進

### 安心協と連携して保護者へ情報提供を開始



#### (ソフトバンクの事例)

#### フィルタリング説明ツールに安心協情報提供のQRコードを 掲載し、店頭でご案内を実施

安心協ネットづくり促進協議会では、インターネットやSNSの使い方に関する情報を提供しています。

ぜひご確認いただき、お子さまとスマホやSNSを利用する際のルール作りの参考にしてください。

SNSやフィルタリングサービスの利用に関する情報はこちら 発行元 安心ネットづくり促進協議会https://www.good-net.jp/)



# **EOF**